

GS日本株式インデックス・プラス

投資信託協会分類: 追加型投信 / 国内 / 株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

- 1.ベンチマーク(評価基準)であるTOPIX(東証株価指数)(配当込み)との連動性を維持しながら、ベンチマークを上回る収益を安定的に獲得することをめざします。
- 2.多様な視点から銘柄を評価することにより、さまざまな市場局面でも安定した付加価値の獲得を追求します。

2.主要投資対象

日本株計量運用ポートフォリオ・マザーファンド
(マザーファンドは、日本の株式を主要投資対象とします。)

3.主な投資制限

- 1.1発行者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とします。
- 2.株式以外の資産への実質投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

4.ベンチマーク

TOPIX(東証株価指数)(配当込み)

5.信託設定日

2005年10月3日

6.信託期間

原則として無期限

7.償還条項

信託期間中であっても、本ファンドの受益権の総口数が30億口を下回ることとなった場合等には、必要な手続きを経て、繰上償還されることがあります。

8.決算日

毎年3月20日および9月20日。(休業日の場合は翌営業日)

9.信託報酬

純資産総額に対して年率1.1%(税抜1%)
委託会社0.495%(税抜0.45%)
販売会社0.55%(税抜0.5%)
受託会社0.055%(税抜0.05%)

10.信託報酬以外のコスト

- ①株式等の売買委託手数料、先物取引またはオプション取引等に要する費用
- ②外貨建資産の保管の費用
- ③借入金の利息、融資枠の設定に要する費用、受託銀行等の立替えた立替金の利息
- ④信託財産に関する租税
- ⑤その他信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用、印刷費用など信託事務の諸費用が信託財産の純資産総額の年率0.05%相当額を上限として定率で日々計上され、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。)

11.お申込単位

1円以上1円単位

12.お申込価額

ご購入申込日の基準価額

13.お申込手数料

ありません。

■「GS日本株式インデックス・プラス」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式・債券など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

GS日本株式インデックス・プラス

投資信託協会分類: 追加型投信/国内/株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

14.ご解約価額

ご売却申込日の基準価額

15.信託財産留保額

ありません。

16.収益分配

原則として毎計算期末(毎年3月20日および9月20日、休業日の場合は翌営業日。)に、収益分配方針に基づいて、収益の分配を行います。

17.お申込不可日等

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断でファンドの受益権の取得申込・解約請求を中止等する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取得申込・解約請求ができない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

18.課税関係

確定拠出年金制度上は運用益は非課税となります。

19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

20.セーフティーネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21.持分の計算方法

解約価額×保有口数

注:解約価額が10,000口当たりで表示されている場合は10,000で除して下さい。

22.委託会社

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社(信託財産の運用指図等を行います。)

23.受託会社

三井住友信託銀行株式会社(信託財産の保管・管理を行います。)

24.基準価額の主な変動要因等

本ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額が変動します。したがって、ご投資家の皆さまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。信託財産に生じた損益はすべてご投資家の皆さまに帰属します。

1. 株式投資リスク(価格変動リスク・信用リスク)

本ファンドは、日本株式を主要な投資対象としますので、本ファンドへの投資には、株式投資にかかる価格変動等のさまざまなリスクが伴うことになります。本ファンドの基準価額は、株式等の組入る有価証券の値動きにより大きく変動することがあり、元金が保証されているものではありません。特に日本株式の下降局面では本ファンドの基準価額は大きく下落する可能性が高いと考えられます。一般に、株価は、個々の企業の活動や一般的な市場・経済の状況に応じて変動します。したがって、本ファンドに組入れられる株式の価格は短期的または長期的に下落していく可能性があります。現時点において価格が上昇傾向であっても、その傾向が今後も継続する保証はありません。また、発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。

2. 株式の流動性リスク

本ファンドの投資対象には、流動性の低い株式も含まれています。このような株式への投資は、ボラティリティ(価格変動率)が比較的高く、また流動性の高い株式に比べ、市況によっては大幅な安値での売却を余儀なくされる可能性があることから、大きなリスクを伴います。このような場合、本ファンドの基準価額が大きく下落する可能性や換金に対応するための十分な資金を準備できないことにより換金のお申込みを制限することがあります。

3. アクティブ運用に関するリスク

本ファンドは、いわゆるインデックス・ファンドではなく、ベンチマークとの連動性を維持しながらも、付加価値の追求をめざしてアクティブ運用を行うため、本ファンドの実際の運用成果は、ベンチマークを下回ることがあります。

25.ファンドの留意点等

本ファンドを確定拠出年金以外でご購入される場合は上記と取扱いが異なる場合があります。

■「GS日本株式インデックス・プラス」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式・債券など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。